UN Women 招聘企画国際スタンダードに基づく DV 法等の改正へ向けて

12月1日

場所:青山学院大学17号館5階17512教室、参加者:92名

1. 講演

ミユキ・ケルクホフさん(UN Women 日本事務所)

我々の16ステップのアジェンダの方から、女性と女児に対する暴力撤廃のためにUN Women が行っている活動を皆様にご紹介できる機会をいただき本当にありがとうございます。

UN Women は男女平等、それから女性のエンパワーメントをテーマに活動を続けている国連の機関です。私たちの優先領域は、女性のリーダーシップと参加の増加、女性の経済的エンパワーメントの強化、女性に対する暴力の根絶、平和構築・安全保障のプロセスにおける女性の参加を促すこと、そしてジェンダーの平等を国家の開発計画と予算編成の中心に置く、政府間機関のサポートをしています。

ジェンダーに基づく暴力の問題は、我々の優先課題のひとつです。

女性に対する暴力は、男女間の不平等と差別に根付いているものです。これは蔓延している人権侵害で、様々なかたちの暴力があります。戦時中国家においては、戦争の手段としてのレイプであったり、または先進国においてはサイバーストーキング、ネット上でのストーカー行為というものまであります。

暴力の蔓延、そして暴力の発生する機会は非常に深刻であり、それは個人、 家族ひいては社会にとっても非常に破壊的結果をもたらすものです。また、個 人にとっては、身体的、精神的、性的、そして生殖機能にも問題をもたらすも のでもあり、社会に非常に大きな経済的負担をもたらすものです。

こういった背景を踏まえて、第57回国連婦人の地位委員会の優先テーマも女性と女児に対するあらゆる形の暴力の排除と予防というものでした。

UN Women では、その他の国連機関と共同し、専門家のグループ会議を 2012 年の 9 月に開催しました。この会議の中で、予防対策として有効なもの、また 現在の課題と格差についての話し合いが行われ、さらには、女性そして女児に 対する暴力の防止を強化するための提言を行うに当たっての行動計画について も話し合いが行われました。

そして次回 2013 年の 3 月に行われる国連婦人の地位委員会では、国連の加盟国の方から、様々な体験の共有をし、また女性・女児に対するありとあらゆる形態の暴力の撲滅のための決議を採択します。さらには国連事務総長の要望によりハイレベルパネルが作られました。このパネルが 2015 年以降の国連の開発アジェンダに対する提言をすることになっています。ここには、リオ+20として知られている国連の持続可能な開発会議での決定事項も含まれています。UNWomen はタスクチームの一員として、この開発アジェンダの中に男女間の平等、女性のエンパワーメントを中心に置くことを働きかけるつもりです。その中でも特に女性・女児に対する暴力が大きな問題である、という発言をしていきます。

政府間のサポートに加え、UN Women は、女性・女児に対する暴力を撲滅するためには、男性・男児と共に活動することが特に必要であり、戦略的であると考えています。そのためにも UN Women は国連暴力撤廃信託基金を運営し、この基金の方からは 1,100 万ドルの資本を出し、男性に対しても有害な「男性的な行動」に疑問を呈することや、暴力のない世界を実現する活動に参加することを促すプログラムを支援しています。

UN Women のセーフシティー、安全な街のプログラムが 2012 年から試験的に5か所の町で行われています。キト・ニューデリー・キガリ・ポートモレスビーと・カイロで行われているこれらのプログラムは、非常に効果を発揮しており、今後も世界的に広げる可能性があると考えております。このプログラムが成功していることもあり、先進国のダブリン、オスロ、そしてここ日本では堺市がこのセーフシティプログラムに参加することに関心を示しています。今まで女性に優しい国として100%の完璧な成果をあげている国はなく、特に女性と女児に対する暴力というところでは、どの国でも努力が必要なので、このような一般的に北側諸国と呼ばれる国家の参加も我々は歓迎します。

UN Women では、インターネット、また様々な SNS のウェブサイトでも活動を展開しています。例えば Say No to violence.org というウェブサイトや、あとは UNiTE リボンという活動を立ち上げ、女性と女児に対する暴力の撤廃という分野にも光を当てています。よろしければ皆様ぜひこういったウェブサイト等をご覧ください。

そして最後に、エクゼクティブディレクターのミシェル・バチェレの言葉です。

「女性に対する暴力が蔓延する中、本当にその暴力を根絶することは可能なのかとよく聞かれます。わたくしの答えは「はい、それは可能です」というものです。」そして実は先週、世界でも最も暴力的な都市のひとつとして知られているニューヨークでも、暴力的な犯罪が一件も起きなかったという日が記録されました。これはかつて不可能であると思われていたことなのですが、実現に至ったわけです。同じような努力、そして信念を持つことによって、女性と女児に対する暴力の撤廃を進めていかなければいけません。

いつの日か、生涯の中で暴力を経験する女性の割合が70%ではなく0%になったというニュースが見られる日を夢見ています。

皆さん、どうもありがとうございました。

続いて、ロベルタ・クラークさんをご紹介します。彼女はバンコクにある UN Women アジア地域のディレクターをしています。2004 年から UN Women の前身である UNIFEM での活動をしており、法律が専門です。彼女はバルバドス出身で、4人の子どもの母親でもあります。

ロベルタ・クラークさん (UN Women アジア地域ディレクター)

皆さま、こんにちは。私と UN Women はこの『女性に対する暴力に対する立法ハンドブック』を紹介するイベントに参加できることを非常に光栄に思います。そして HRN のご招待によって日本にこの時期に来られたことを嬉しく思います。

このイベントですが、非常に時期を得たものであります。というのはちょうど今、毎年恒例の世界的なキャンペーン、「ジェンダー暴力と闘う16日間キャンペーン」の最中であるからです。そして、今年のテーマですが、本当にぴったりなものだと思います。「家庭の平和から世界の平和へ」というものです。

このテーマが示す通り、歴史を通じて、また様々な文化で見てきたとおり、 女性や社会的弱者の人権が侵害され、選択や自主性が制限されているようでは、 それが家庭内であれあるいは地域社会においてであれ、あるいは国の支配者の 意向によってであれ、持続可能な平和が実現することはありません。そしてジェンダー暴力があるようでは世界の平和は実現しないこと、大変残念ながら世 界の多くの場所ではそれが十分な決意をもって行動に移されていないということを認識する必要があります。

過去 20 年間、歴史上のどの時期よりも女性に対する暴力を軽減、もしくは終わらせるために多くの事を語り、多くの活動をしているにも関わらず、依然として女性に対する暴力は蔓延しています。まだまだ世界の各地で見られる事象であります。

(1) DVにみる法の発展

しかし、この話を始めるに当たり、いきなり悲観的な調子で始めたくはありません。いくらかの進展を見た場所もありました。例えば、女性に対する暴力を告発し提訴するという点で、特に DV の点で進展がありました。

歴史を通じ、家庭内のパートナーによる女性に対する暴力はこれまでは注目されてきませんでした。それどころか女性は持ち物、所有物、男性に所属して男性の好きにできる存在であると思われていたことから、女性を従わせるための男性の権利の行使であると考えられてきました。こうした暴力を受容してしまうような文化は、積極的かつ広範な暴力の使用に表れているだけではなく、法律でも合法化されるという形を取ってきました。

例えば、イギリスのコモンロー、普通法では「親指の法則」というものがあり、夫は妻を鞭でたたくことができる、ただしその鞭は夫の親指より太いもの

であってはならない、それより細ければ鞭を使っても構わない、というものです。

男女関係におけるこうした暴力の常態化、当然のことであるという考え方は世界中で見られるものです。多くの国で調査をするたびに男性女性双方が「男性は規律の表現として、子どもたちにも妻にも暴力をふるう権利がある」と考えていることが分かります。ある最近の日本人の被害者の言葉を借りますと、

「愛があれば殴るのは許される。躾のように。」ということかもしれません。

そしてこうした考えは根深く広く共有されており、法の支配と司法制度の利用に大変深刻な弊害となっています。なぜなら、世界の各地でやはり警察も同じような考え方をしているからです。

その文脈の中で言いますと、結婚している中での強姦罪、レイプというのは 多くの国々でまだ刑事犯罪の対象にはなっていません。結婚は社会的な契約で あり、いったん妻となれば、その体に対しては何をされても構わない、やはり 女性は男性の持ち物であるという考え方が多く見られるからです。

しかしこの 20 年間は大きな進展がなされてきました。また男性もパートナーとして、仲間として大きな進展を遂げることができ、法律の改革などを行ってきました。加えて大切なのは女性たちが暴力の被害者あるいはサバイバーであると声を大にして言えるようになりました。

1981 年に女性差別撤廃条約が発効したけれど、その中には女性に対する暴力は全く触れられていません。その時私はすでに 21 歳になっていたのですが、この条約を見て女性に対する暴力は一切触れられていないと思いました。

1980年代の終わりから1990年代の初めにかけては認識を高めるという事が多く行われました。女性が自分たちは暴力の被害者であると表だって言えるようになってきました。

こういった暴力の事例でありますが、なかなか全部が報告されるという事はありません。やはりなかなか通報しないという事があるからですが、しかし、ある程度の統計はあります。我々は DV が広く存在しているという世界共通の認識を持っています。

各大陸から一カ国ずつということで数字を出してみましたが、ニュージーランドでは婚姻関係や事実婚の女性の30%が暴力を経験したと言っています。また、東ティモールでは34%、中米のコスタリカでは33%、トルコ34%、バングラディッシュ49%、ケニヤ37%という結果になっています。

そして HRN の同僚によりますと、日本の内閣局が出した今年の 4 月の統計では、日本では 24.9%、約 4 人に 1 人が結婚している中で暴力を経験したと言っています。

そしてこの時期に世界中、日本でも女性団体によって危機センターや初めてのシェルター、ホットラインが設立されました。被害者のサービスや安全や癒しのための空間に焦点を当てた時期であります。

しかし、これだけの多くの話が語られ、またデータ収集が行われあらゆる試みがなされたにもかかわらず、女性に対する暴力は依然世界中で続いていて、様々な理由から十分に報告されていなかったり、また、十分に記録されていない場合があります。

なぜかと言えば、主な理由は、女性本人が非常に恥ずかしく屈辱的と感じたり、また司法の無関心が怖かったりして、そのために話すのを躊躇する、あるいは何か決めつけられたり不審の念を恐れています。つまり、公に話すことで一生涯背負う傷を負ってしまうのではないかと恐れています。

また、国が何もやってくれなかったという話もよく聞きますが、女性の多くは司法関係者たちに不信感を抱いています。警察は通報内容に誠意をもって真剣に、思いやりを持って対応してくれないのではないかと考えています。

警察がしばしばどういう対応をするかという一つの例ですが、私はカリブ海の出身ですが、私の出身地域では、2年前ある女性が強姦をされました。その女性は、服がぼろぼろになって非常に落ち込んだ状態で警察に飛び込んだのですが、警察官はちゃんとした服装をしていないという理由で服が破れていたという理由で追い出しました。

幸いなことにその国は非常に強い女性運動が行われていますし、また行き届いた法律が整備されていましたので、その警官は処罰の対象になった、あるいは処罰されたかもしれませんが、こういうことも起こりうるという、とてもショックなことではないかと思います。

(2) 国際基準の進展

1990年以降、女性たちが自分たちの経験を話したりあるいはちゃんとした記録を取ったりということをやり始めましたが、それに加え3点目に、あらゆる形態のジェンダーに基づいた暴力に対する規範上の進展というものが国家また国際レベルで達成されていきました。

今日はここで、国際的な基準がいったいどういうものであり、そして日本にどうやって適用していくかを話してほしいと言われました。まずは CEDAW 女性差別撤廃条約について話したいと思います。先ほど申し上げましたように、CEDAW は女性に対する暴力については明確に触れてはいません。しかしそれでも不平等の文化、公の場であれプライベートの場であれ有害かつ制約的な性に基づく役割の固定観念や差別を変えるための国の説明責任の枠組みを提示しています。

そして特に重要と思われる4つの事について定めています。まず国の義務として、政治または法律における女性に対する直接的また間接的な差別を禁じていること。また、国による暴力だけではなく、国以外の行為者による差別に対しても女性を保護しなければならないとしています。例えば国以外の当事者、配偶者などが暴力をふるった場合でも国は女性の権利を尊重し、擁護し、権利を実現していけるようにしなければならないと明記しています。

CEDAW はまた男女平等は単に法律に書かれた明文上のものだけではなく、 事実上の平等がなされるようにしなければならないとしています。そしてこれ は人権条約としては珍しいことかもしれませんが、ジェンダーに基づいた役割 分担の決めつけ、有害かつ制約的な決めつけに対して国家が対応すること、と しています。 ジェンダーに基づいた決めつけというのは、しばしば国以外の、例えば家族、宗教、大衆文化、メディアなどを通して社会に広められます。そこで、CEDAWは国に対して、国以外の者でも不平等な表現をしないようにする義務がある、そして男女平等を実現する義務があると定めているのです。

CEDAW は暴力について具体的には記していなかったのですが、女性の権利を保護する枠組みを提供しています。1989年までに女性差別撤廃委員会は各国の取り組みを審査し、この条約の欠点を見つけました。委員会が作った主要な一般的勧告のうちの一つである一般的勧告 12 は、1993年に国連総会で採択された女性差別撤廃宣言の土台となりました。

この宣言で特徴的なのが女性に対する暴力がきちんと定義されたことです。 女性に対する暴力、特に DV というのは「家庭内で起きている女性に対する身体的、心理的な暴力」とされています。また女児に対する性的な虐待も含めています。結婚下におけるレイプ、性器切除、配偶者以外からの暴力、搾取に関する暴力を含めています。 DV の定義から、国際人権法において DV の理解が深まっていることが分かります。 DV は深刻な人権侵害として捉えられるようになったのです。この認識は CEDAW だけでなく、すべての人権機関に共通するものです。

例えば 2008 年だったと思いますが、国連理事会は日本に対し普遍的定期審査を行い、次のような勧告を行っています。女性や女児に対する暴力を減らすための措置を引き続き講じること、特に法執行関係者たちが人権に関する訓練を受け、暴力の被害者たちのための回復とカウンセリングセンターのための費用を拠出すること、です。

(3) 国内法に必要な視点

次に国内法などについて話していこうと思います。1990年、1991年、1992年と DV に関する法整備が進んだのですが、日本では2001年に法律が制定されたと聞いています。こうした法律に関して非常に重要なことは、どのような目的で法律がつくられたか、ということです。それは DV のサバイバーに対して様々なオプションを増やそうということでした。最大の目的はやはり保護命令です。

ただし、保護命令というのは刑事犯罪法にとって代わるものではありません。一部女性の中には被害者であっても刑事訴訟などを起こしたくない、だから警察に行く気がないという人がいることも理解されていました。ですから、DVが他の犯罪と同じだというのは必ずしも正しくはないかもしれません。加害者がしばしば子どもたちの父親であったり、あるいは夫であったり、あるいはパートナーであるわけですから非常に複雑な心情的なつながりがからんでいます。保護命令はこうした現実に対応するために作られました。つまり、女性たちは暴力がやむことは求めている、しかし必ずしも加害者を処罰したり懲役刑を受けさせたいと望んではいない、そうではなく自分たちの現実にあった適切なオプションを求めるという現実があるのです。

改正の時にはいろいろな哲学的な議論もなされたが、それが未だに尾を引いていると聞いています。ひとつは、所有権と身を守る権利の間に非常に大きな

せめぎあいがあるということです。1990年代に最初にできた法律、これは日本の場合もあてはまるかもしれないと思いますが、最初の目的はとにかく加害者を家族のいる家から追い出すことでした。しかしこれは非常に難しいものでありました。というのは、世界のどこでも男にとって家は自分の城であるとされ、そこに所有権が生じるわけですから、それに対し身体的な安全を確保したいという要望に対してはとても両立が難しいものでした。しかし結局は女性の身の安全の方が所有権よりも重要であると結論付けられました。

2点目に問題となりましたのは、保護命令が実際に出されるためには暴力がどの程度深刻なものでなければならないのか、どの程度頻繁に行われるものでなければならないのか、ということでした。ある国では暴力が継続的でなければならないとし、ほとんど瀕死の状態にならないと保護命令が出ないということもありました。一方ではどんな形の暴力であれ、暴力がなされたならば裁判所に保護命令を申請できるとしている国もあります。

3点目の哲学的な問題は、警察の果たす役割です。例えば警察というのは常に家の中に立ち入って逮捕する権利があるのか、それはいかなる形の DV に対しても行えるのか、あるいは本当に深刻なものだけに限るべきなのか、というようなことが話し合われました。警察による権力の濫用が見られる国では、DV における警察の権利を限定しようとしています。

しかしDV法改正の第1波の中では3つの大きな改善が見られました。まず、法律は女性の求めに応じて対応できるようにされました。つまり、女性が身の危険を感じ、保護命令が必要だと思ったら、それで十分に申し立てができることになりました。

2つ目ですが、迅速な審理と判断が約束されました。それから3つ目ですが 刑事訴訟を必ずしも起こす気のない女性たちに対しまして、非常に意味のある 代替の選択肢を提供しました。

(4) 国際基準からみた日本のDV防止法

DV 法の中のベストプラクティスの要素を見ていきたいと思います。

まず、法律は DV、暴力というのは不平等のあらわれである、ということを明記するべきである、という風に思っています。そしてこの点におきまして、日本の DV 法、これは 2001 年に成立し 2007 年に改訂されたという風に聞いておりますけれども、その前文の中で配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、被害者の多くが女性であるということが非常にきちんと明記されています。

そしてその前文の中では、配偶者からの暴力の防止と男女間の真の平等の実現に向けて、その2つを結び付けています。

それから世界的に適用できるグッドプラクティスは、DV の定義が包括的でなければならない、ということです。DV というのは身体的暴力以外にも、性的暴力、感情的・心理的暴力、また最近では経済的な虐待というものも含まれてきています。また、ストーカー行為を含む嫌がらせ・脅迫(つきまとい、監視、自分の存在やコミュニケーションを通じて威嚇をしたりすること)、最新の DV

法の中ではサイバーストーキングも含まれています。こういった点については HRN が法改正のために活動するときに、注目できるのではないかと思います。

私自身は日本の DV 法の専門家ではないですし、皆さんの方が法律の内容・運用については詳しいだろうと思うので、日本の DV 法の内容について話すのはためらわれるんですけれども、DV 法の中で暴力というのは、「他者の身体に脅威を与える不法な行動である」というふうに書いてあるのではないかと思います。この書き方からうかがえるのは、DV が深刻な身体的な危害ですとか、あるいは命にかかわるような行動、という風に理解されているということです。日本の法廷ではそれをどのように解釈しているのかちょっと分かりませんので、あとから行われますパネルディスカッションで聞ければなと思っていますが、DV の深刻な事例というのはしばしば平手打ち、というようなものから始まって、どんどんとエスカレートしていくということがあるわけで、重要なのは、最初の段階で予防措置を講じるということ、あるいは定義の中に予防を含めるということです。ただ、最初の段階というのがどのようなものか、その定義がまた難しい所ではあります。

経済的な虐待について考えてみますと、日本の法律では経済的に他者に依存をしているとそれが脆弱性につながるということで、被害者の経済的自立を促すということも触れています。それは私も実際に正しい考え方だと思っていますが、その場合には経済的な虐待というのも DV の定義の中に含めるべきではないかと思っています。そこで HRN には 2008 年にオーストラリアのビクトリア州でできた家族の暴力予防に関する法律を参照していただければと思っています。この法律における定義ですが、経済的な虐待とは被害者に対して強制的、偽装的、あるいは不条理な制約を負わせるものであるとされます。例えば、子どもを育てるまたは家族として暮らすために必要な生活水準を維持するための経済的なサポートを撤廃すると脅してみたりすることです。

それからさらに日本の法律の場合には保護命令が適用される人たちが誰であるかということについても考えてみたいと思います。法律の名前が「配偶者暴力防止」となっていますので、事実婚の場合もそうですが、日本では正当な配偶者にこの保護命令が限定されるという所があります。

ハンドブックでも、近年は家庭の中にいる人ならだれでも保護を受けられるようにするべきだ、またそういった慣習が広がっていると説明されていますけれども、当然ジェンダーに関わりなくまた配偶者に限定されることなく家庭内にいる人は誰でも保護を受けられるべきであると私も考えています。

また、現代は実に様々な形の人間関係が存在しています。例えば、一度も結婚したことがないけれども一緒に子供をもうけている、あるいは付き合っている最中であるまたは婚約をしている、という風に様々な人間関係があります。そこで、様々な形の親密な人間関係の中にいる人は、すべて DV 法による保護の対象になるべきだと考えます。結婚をしていなくても、もしくは同棲をしていなくても、DV 法の保護は広げられるべきです。

DV 法というのは暴力を予防し、防止するのが最大の目的です。例えばどのような交友関係の場合には社会としてそれを通常と見なすべきであるかといった

ことは一切目的ではありません。そうではなく、今の社会にある個人的なかつ親密な関係間における暴力をいかに阻止するかというのがこの法律の目的です。

これに加え、日本の法律では、裁判所が2つの大きな権限を持っています。1つ目は6か月間の接近禁止命令を発することができるということと、2つ目は2か月間は家への立ち入りを禁止するということもできるようになっています。DVの定義を拡大するのであれば、当然それに合わせて保護命令の解釈についても拡大すべきであると考えています。

例えば、DVの定義のもとでなにか損害があった場合にはそれに対する賠償金の支払いを裁判所が命じるとか、例えばストーか行為であればその行為に即した接近禁止命令を出したりとか、様々な禁止命令が出せるようでなければならないと思っていますし、もしくは接触する機会を制限するといったようなものも考えなければいけないと思っています。つまり DV という定義を拡大していくにあたってそれに対応するように保護命令も考えていかなければいけません。

それからもう一つ、命令の期間についても検討するべきではないかと思います。接近禁止の場合は6か月、家への立ち入り禁止は2か月となっていますが、有効な介入策がないのであれば、2か月または6ヶ月という期間で加害者の態度が変わるということはなかなか期待できないのではないかと思います。まずは日本の場合にはその期間に加害者の態度が変わったという調査やデータがあるのか、または繰り返し暴力が行われる可能性が高いのか、という所からお伺いしたいです。実際繰り返される可能性が高い場合には、被害者をサポートするという意味でも、繰り返し保護命令を発行してもらうために何度も裁判所に足を運ばせるのではなく、より長い期間での保護命令を考えてみるのも有効だと思います。

そしてもう一つ、家族法を専門に活動していらっしゃる皆さんはよく分かることだと思うのですが、1つのパターンですべてのケースに対応できるということはありません。例えば暴力が発生しているときにはとかく子供のことが問題になっていたりもします。加害者が家から出て行かなければならないとなった場合は子どもの養育費についても考えなければならないということもあります。これは特に私から提案をしたいことなんですが、ワンストップショップ、とにかく一つの場所に行けばDVも含め家族に関するすべての問題に対応できるというものを考えていきたいと思っています。何度も何度も異なる裁判所や期間に家族が足を運ぶことなく1ヶ所ですべての問題に対応できるようなものを想定しています。

また、日本の法律は被害者に対するカウンセリングについても触れています。 DVの被害者というのは感情的にも経済的にも困難な状況にあるわけですから、 カウンセリングというのは大切な要素です。有効なサポートを受けたうえで家 族として再び歩み出せることを望んでいるわけです。カウンセリングを紹介す る、カウンセリングを受けられるようにするというのは非常に大切な要素です し、日本の法律はすでにこのカウンセリングの部分を条文に含めているのが評 価できます。 しかし、日本の法律は加害者に対する心理的な教育についてはほぼ言及がありません。実はこの問題については議論があります。心理的な教育の有効性を否定する人もいます。さらに、そのような介入プログラムを実施すると、女性向けのプログラムからそちらに資金が流れてしまうという懸念も聞きます。同じお金を使うのであれば、不平等の構造的な部分を是正する方が一人一人の加害者の更生をはかるようりも有効であるという考えもあります。しかしこの点については私自身個人的に強く思っていることがあります。私自身は加害者向けの心理的な教育プログラムというものを強く支持しています。私は、司法の裁きを受けることになっている加害者側にも自分の行動を振り返るというような機会が必要だと考えています。男性も女性も、結局、今私たちは、非常に強いジェンダー規範(女性らしさとはなにか、男性らしさとはなにか)の中で生きています。女性に関しては女性活動のグループなどがかれこれ 20 年くらい不平等に対する意識向上ということで多くの活動を繰り広げてきていますが、男性にとってはこのような活動をする場はあまりできていません。

そこで私から、まず裁判所が加害者側に対して自主的ではなく義務としてのカウンセリングの命令を発するようにすることを提案します。加害者は必ずしも男性に限ったものではなく女性も加害者になることがあり得るわけですが、こういったカウンセリングを受けさせることで、加害者側が自分の行動を振り返り、行動がもたらした結果についても見つめ直したうえできちんと責任を取るということに対してもコミットメントを得るようにする。こういった介入プロジェクトについても、裁判所の手続きと連動させるべきだと思っています。

最後のポイントですけれども、保護命令というのは刑事手続きに取って代わるものではありません。DVの事件に対して警察が適切に対応できるように警察への訓練・啓蒙ということも必要です。例えば、加害者を必ず逮捕しなければならない、というような方針も考えてみるといいかもしれません。

法の改正についてももちろん重要だと思っていますが、それだけですべてが解決されるわけではない、という点について認識しておく必要があります。法の改正に加えて、法の運用についても考えていかなければいけませんし、よりよい社会福祉、また被害者や加害者、そして家族に対するサービスについてもより充実したものにしていかなければなりません。

現在、女性に対する 16 日の暴力撲滅キャンペーンのちょうど中間地点に来ているわけですが、改めて、女性に対する暴力を撤廃するための行動を起こすことは、私たち全員にとっての義務でもあります。どこでどのような活動をしていようとも女性が暴力を経験することなく生涯をおくれるようにするための活動を、我々全員がするべきです。そして対女性のみならず社会全体においても、暴力がやむ日のために私たちは活動していくべきです。皆さんどうもありがとうございました。

2. 基調報告

片岡麻衣(HRN会員)

では私の方から本日の基調報告として、日本の DV、ストーカー関連法の現状と裁判所や警察の問題点についてご報告いたします。

(1) 法の概要と統計

まずこのチャート図は、日本のDV防止法の概要をまとめたものです。お手元の資料集の後ろから2枚めくっていただきますと右側に掲載されています。この図のように、被害者は、配偶者暴力相談支援センター、いわゆる配暴センターや警察に相談をしたり、裁判所に保護命令の申立てをしたりすることができることになっています。なお、DV防止法については、資料集のチャート図の前のページをめくって頂きますと、そちらに詳しくまとめていますので必要に応じてご参照ください。

さて、(資料が前後して申し訳ないですが)資料集の表紙をめくって頂きますと、「I DV・ストーカー関連統計資料」として、配暴センターや警察への相談件数の推移をまとめた表を掲載しています。 1 番の表を見ていただきますと、配暴センターへの相談件数はずっと右肩上がりで増えていることが分かります。これはDV防止法が施行されてからの1 0 年で約2. 3 倍になっています。

その下の2番の表が、警察がDV事案を認知した件数です。これも概ね増加傾向にありまして10年間で2.4倍くらいに増えています。ところが、裁判所に対する保護命令申立の件数は、実は平成20年をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。資料集を2ページめくって頂きますと、左側に最高裁民事局発表の保護命令事件の処理件数の表が掲載されています。この表のいちばん左の「新受件数」という数字が、年ごとの裁判所に対する保護命令申立事件の件数です。平成20年に3000件に達するまでの間は年々増える傾向だったんですが、21年、22年とほんのわずかずつですが減っています。そして、23年には22年と比べると300件余り、1割強くらい減り、2741件になってしまっています。

配暴センターや警察には、同じ人から何件かの相談が入ることもあるわけですから、単純に比較することはできないかも知れませんが、相談件数が増えているのに保護命令申立件数が減っていることや、8万件余りもの相談数に対し保護命令申立が3000件に満たないことからは、DV被害者が保護命令申立をする上で、非常に高いハードルが設定されてしまっていると考えられます。

また、この表の「既済件数」の総数と「認容(保護命令発令)件数」を比べると、申し立てられた案件の8割くらいは、認められています。それから表の取り下げ等という所を見ていただきますと、既済件数の15%くらいは申立てた被害者自らの取り下げにより終了していることが分かります。

(2) 当事者・支援者アンケート

こうした統計データに現れている問題点を掘り下げるために、私たちは、2つの調査を分析することにしました。1つは、日弁連が平成22年に実施した配暴センターと民間シェルターの支援者に対するアンケート調査です。もうつつは、今年の9月にHRNと全国女性シェルターネットで行ったDV被害を経験した当事者113名に対するアンケート調査の結果です。アンケート結果については、さきほどの最高裁民事局の表から右に4枚めくって頂くと、それ以降に、まずそれぞれのアンケートの集計結果が掲載されています。その後に「 Π 日本におけるDV・ストーカー被害者保護の現状と問題点」と題して、分析結果を掲載しています。

保護命令制度の問題点について、支援者からも、当事者からも挙げられたのは、まず「時間がかかりすぎる」という点です。さきほど見て頂いた表の下に載せていますので後でご覧いただきたいのですが、最高裁事務総局の統計では、保護命令申立の平均審理期間、つまり申立から保護命令が出るまでの平均期間は、12.6日です。申立をすると相手方に対してそのことが通知されますので、被害者は、保護命令が出るまでの間に逆恨みで相手方から襲われるのではないかという恐怖にさらされることになりますし、実際に暴力が起こることもあり得ます。被害者へのアンケート調査結果で、問題点として「時間がかかりすぎる」という点を挙げる回答がいちばん多いのは、被害者自身がそういう危険性の大きさを感じていることを示しています。

次に挙げられた問題点は、DV に対する裁判所の理解が不十分であること、それから暴力の程度や将来の危険性について裁判所が過小評価しているという点です。当事者にとってはものすごい恐怖であるのに、裁判所が「それくらいのことで」というような態度を見せたり、「暴力の後すぐに逃げなかった」ことで「怖さがない」とか、「緊急性が感じられない」とかいう判断がされたりするわけです。DV 加害者の「反省」とか「謝罪」の類に、裁判所がたやすく影響されてすぎているのではないか、という指摘もあります。支援者アンケートでは、裁判所の理解が不十分であることによって、被害者に対する二次被害が生じることも指摘されています。

また、保護命令の有効期間6か月が経過した後の2度目の保護命令発令が非常に難しいことも問題点の一つです。これも、裁判所による暴力の過小評価に起因しています。最初の保護命令の期間終了までの間に危ないことがなければ更新を認めないという裁判所の姿勢は、被害者が懸命に努力して加害者との接触を回避しようとしているという事実を無視しているという回答が、被害者アンケートにありました。また、そもそも6か月という接近禁止命令の期間が短すぎるのではないかという回答もたくさんありました。

先程ご紹介した統計データにもあったように, DV についての相談件数は増えているけれども,裁判所への保護命令申立件数は減っています,また,相談件数に比べて保護命令申立件数は,極端に少ないです。こういった現状からは,当事者が申立てを躊躇していることが窺われます。その背景には,やはりこうした裁判所の無理解,暴力を過小に評価しようとする傾向があると思われます。当事者アンケートでも,シェルター利用者の約半数が保護命令の申立をしてい

ないことが明らかになっています。申立をしなかった理由でいちばん多いのは、相手を刺激したくないから、というものです。このような考えに至るのは、それまでにどれほど怖い目にあってきたかということを表しているといえます。本来は、こうした当事者にこそ保護命令が必要です。しかし、やはり申立から保護命令が出るまでに時間がかかることや、それから保護命令をとれたとしても実効性の担保が十分ではない、すなわち、加害者が保護命令を破ってまでも被害者のもとに来てしまうかもしれないことからどのように身の安全を守るかということが十分とは考えられておらず、必要な場合であるのに保護命令が利用できない状況があると考えられます。

さきほどのデータにあるとおり、保護命令の申立のおよそ8割は認められていますので、一見すると、運用としては問題ないんじゃないか、と思われるかもしれません。しかし、必要な人が申立てられていない現実がある以上、十分とはいえないというのは指摘しておくべきであると思います。申し立ててからの取下げが少なくないことは先程申し上げたとおりです。中には、申立書を受け取った裁判所職員が、水際で申し立てを持ち帰らせる例があることも支援者アンケートで報告されています。裁判所が取り立てを勧めたり、申立てる前に持ち帰らせる際に裁判所がする説明は、次のようなものです。すなわち、「証拠が少ないことで保護命令が認められない結果が出てしまったらそれが相手に通知されて、逆に『暴力はなかった』という裁判所のお墨付きを与えてしまう。認めないという決定が出る前にやめておきなさい」というものです。しかし、被害者は、裁判所にまで申し立てている時点で、それまでの準備を加害者に発見されるリスクのなかで相当の勇気を振り絞って証拠を集めて裁判所に来ています。裁判所は他の裁判とは違う DV という事案の性質をよく理解した上で被害者の言い分や提出した証拠をもっと重く見るべきです。

また、当事者アンケートでは、全体の17%が「やっても無理だと言われた」から申し立てなかったと回答しています。その言った人というのは「警察」「弁護士」「支援者」などです。裁判所だけでなく、警察、それから弁護士などの司法関係者全体、さらに行政や民間団体などの支援者のDV被害に対する理解を深めることも、必要だと言えます。

(3)ケース検討

ここで、裁判所の問題点が現れていると思われる DV の具体的事案を、2件ご紹介します。資料集の「II 日本における DV・ストーカー被害者保護の現状と問題点」という見出しがあるページから、右に2枚めくって頂きますと、「3ケース検討」として、事案の概要などをまとめてあります。また、もう少し後ろのページになりますが、当事者の方のご了解を頂いて、実際の決定書や判決文も掲載しています。

まずご紹介するのは、今年、とある地裁で出された保護命令を認める決定を、仙台高裁が覆したという事案です。地裁の裁判官があげた、保護命令を認めた根拠は、次のとおりです。まず、「冗談でやったこと」などという加害者の言い分が信用できないこと、そして、暴力に至る経緯がどのようなものであるにせよ、被害者が脅威を感じるのは明らかであること、それから、加害者が強圧

的な性交渉を頻繁に求めていることが、通常の性行為の範疇を逸脱しており、 身体に対する暴力と評価できることなどです。しかし、高裁では、保護命令は 取り消されました。高裁が取り消しをした理由は、次のとおりです。まず、被 害者が暴力を受けた後も加害者と同じ部屋で寝ていたことが緊迫感に欠ける、 そして、物にあたるという行為は通常の夫婦げんかにおいても普通に発生する ものだ、また、性的暴行への対応からも、被害者が加害者からさらに危害を受 けるおそれがあると自覚していたとは認められないなどです。この高裁の判断 に、強いジェンダーバイアスや、強姦神話と呼ばれる価値観が現れていること は明らかです。

また、ここで特に付言したいのは、この高裁の決定が、当事者から直接事情を聞く審尋という手続きを、加害者側からは行いながら、被害者にはこれをしなかったということです。つまり被害者からは直接事情を聴かないで保護命令が取り消されたのです。この点については、被害者からの特別抗告を受けた最高裁が、被害者から直接事情を聴いていれば、保護命令がそのまま認められた可能性が十分あった、という指摘をしています。法律の規定上、最高裁で争うことができる事件には当たらないため、結果として、最高裁は高裁の決定を覆えすことはできませんでした。しかし、最高裁がこういう具体的な問題点の指摘を文書に残す、ということはあまりありません。最高裁も、高裁の判断に問題があると認識していたものといえます。

もう1件,こちらは保護命令申立事件ではなくて,刑事事件です。奈良地裁で出された,DV加害者の傷害事件を紹介します。これは,度重なる暴力を受けて,別居したあと,妻が夫を,傷害と殺人未遂で告訴して,夫が2件の傷害罪で起訴された事案です。裁判で,夫は暴行の事実を否定しました。

夫は有罪にはなりました。しかし、検察官の求刑の半分の刑期しか認められませんでした。しかも、執行猶予が付きました。そのような判決をする上で裁判所が考慮したことは次のとおりです。まず、両者は「夫婦げんか」を繰り返しながらも同居を継続していたこと、そして、②妻も反論したり平手打ちをしたりという反撃をしていたこと、それから、③被害直後に妻が夫を気遣う内容のメールを送信していることなどです。裁判所がこういったことを考慮するというのは、まさにDVに対する無理解によるものと思われます。また、刑を軽くする理由としては、夫の職業が医師で、社会的貢献をしてきたということも刑を軽くする理由として挙げられています。しかし、人の命を守るべき立場にあるはずの医師が妻に対し暴力を振るっていることからすれば、これはむしろ量刑を上げる理由になるのではないでしょうか。

これらの事案からもわかるように、日本の裁判所には、DV についての理解が不十分であることや、加害男性への温情的な姿勢、従順な女性を理想的な被害者像とするジェンダーバイアスがまだまだはびこっています。全ての裁判官がそうだというわけではありませんが、裁判所は、概して DV に寛容であると言わざるをえません。

(4)ストーカー規制法の問題点

次に、デート DV, DV 型ストーカーの問題と関連して、ストーカー規制法の問題点についても触れておきたいと思います。

DV 防止法は、「配偶者」あるいは配偶者だった人からの暴力を対象としています。交際相手からの暴力、いわゆるデート DV は、現状では DV 防止法の対象となりません。そこで、デート DV の被害者の場合は、ストーカー規制法の枠組みによって被害を防止するという対応が考えられます。しかし、ストーカー規制法や、それに基づく警察の対応は、いまだ十分とはいえません。

資料集のケース検討の次のページ以降に、特に問題となったストーカー殺人事件と警察の対応について紹介しています。警察庁は、大きな事件が起こるたびに、女性の立場に立った対応の推進や、警察職員に対する指導教育、警察内部における連携強化などの対応方針について通達を出してはいます。しかし、つい先日も、神奈川県の逗子市で、皆様ご存じのとおり、警察が認知していたにもかかわらず、ストーカーが殺人事件を起こしました。もちろん警察の積極的な措置、関係都道府県警の連携など、警察が採るべき措置も様々考えられるところです。しかし、法律そのものに問題点があり、改正が必要と思われる点もあります。この点については、本日のシンポジウムのコーディネーターでもある後藤弘子さんに、シンポジウムの際に詳しくご発言いただきたいと思います。また、後藤さんの提言をまとめたものを資料集の最後の方に掲載していますのでそちらも後程ご覧ください。

また、これまでお話ししたことを踏まえた、国際スタンダードに基づく DV 法改正についての提言も、このあとのシンポジウムで、パネリストの雪田樹里 さんに詳しくご発言頂きます。

雪田さんの提言をまとめたものも、資料集に掲載していますので、ぜひご覧になってください。この提言は、先程ご講演頂きましたロベルタ・クラークさんも紹介された、「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」に基づいて、まとめられたものです。「女性に対する暴力に関する立法ハンドブック」も、ぜひお買い求め頂いてご検討ください。

以上で、基調報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

3. 当事者からの発言 仙台 A さん

今日ここでお話しできる機会があることに感謝しています。うまく話せるか 自信がありませんが精いっぱいお話ししたいと思います。

私は結婚してから去年の11月に子供を連れて実家に帰るまで、夫から日常的に精神的・肉体的・性的な暴行を受けてきました。恥ずかしい気持ちと両親が知ったら悲しむということを分かっていたので、自分が受けていることをずっと誰にも相談することができませんでした。

夫は別居後、私が夫を苦しめ、身勝手でわがままで、家を勝手に出ていき、 別居に至った理由は私にあると様々な友人に嘘を話し、私は自分の知らない間 に「悪い人」になっていました。夫は、自分が怒る原因はいつも私にあると言 い、私は暴言や暴力、性的侮辱を受けてきましたが、家の外での夫はとても静かで優しく、良い人でとおっていました。

実家に帰ってきてからも、悪い噂は私の耳に入り、心休まる時はありませんでした。私が黙っていたら、夫の嘘が通ってしまうという思いと、夫からのさらなる暴力が怖かったので、地元の警察に相談しに行きました。警察からは、裁判所に保護命令の申請をするように勧められ、今年の1月、保護命令の申し立てをしました。保護命令の申し立てをすることで相手を刺激し、何をされるか分からない恐怖に、夫から受けてきた暴力や暴行を時系列として書き上げること、陳述書を作るたびに思い出したくない記憶を再び思い出し、詳細を書くことは簡単なことではありませんでした。夫から睨まれた時の鋭い目つきを思い出したりするだけで、吐き気や動悸、頭痛、例えようのない気持ち悪さで座っていることができなくなり横になることも何度もありました。1枚の陳述書を仕上げるのに何日もかかるのはめずらしくありませんでした。

私は、家族には夫から性的暴行を受けてきたことをどうしても知られたくなかったので、陳述書には性的暴行のことは何も書きませんでした。2月に入ってからすぐ、裁判所から呼び出しがあり、私は裁判官と直接話をしました。この時初めて口頭で夫からガムテープで縛られ、口をふさがれ暴行を受けたことや、手錠をかけられ暴行を受けたこと、渋滞した車の中で髪の毛をひっぱり、性的暴行を強要されたことを話しました。この時も、伝えたいという気持ちとは裏腹に、声を出そうと思うと涙があふれ、一言話すのにもとても時間がかかりましたが、裁判官の方はとてもよく聞いてくださいました。その数日後、裁判所から保護命令が下りたという連絡が入りました。

保護命令が下りたことで少し安心しましたが、数日後、夫は保護命令を不服とし、仙台高裁に即時抗告をしました。夫側の主張は、手錠などの道具を使ったことは認めながらも、私が嫌がる様子はなかったと言い、車でのことは同意の上で、回数も一回である、そのほかの事についても私が大げさに話したのを裁判官が鵜呑みにしたもので、とうてい納得できるものでないと言っていました。弁護士の先生からは、地裁において裁判官が夫と私の双方から審尋をし保護命令が出たことと、高裁には夫からの新たな証拠が何も出ていないこと、夫が地裁と高裁に提出した陳述書にはいくつもの矛盾点があり、夫が嘘をついていることが明らかになるので、判決が変わることは考えなくてもよいと言われていました。私も真実を話せば夫がどんな嘘をつき自分を正当化しても、高裁の裁判官に分かっていただけると思っていたので、高裁から呼び出しの連絡が来るのを待っていました。

4月2日、弁護士の先生から連絡があり、夫の主張がすべて認められ保護命令が取り消され、私の申し立てが却下されたことを知りました。私は始め、弁護士の先生が話していることをまったく理解することができませんでした。何が起きたのか、自分はまだ裁判官に何も話をしていない、高裁の裁判官はなぜ私の話を聞いてくれないのか、なぜ夫の嘘が通るのか、自分に起きていることが受け止められないほど、私は動揺していました。

その後すぐ弁護士の先生から、高裁で出た FAX で判決文が送られてきました。 その判決文の判決理由を見て、心が冷たくなるような、自分が今までに感じた ことがないような不思議な感覚になりました。怒りや悲しみを感じないほど、感情が麻痺していたと思います。高裁の判決も判決理由も、納得できるものは何一つありません。判決理由では私が夫から受けてきた性的暴行については、これらのことはなかったかのように一切触れていませんでした。また、性的行為を拒んだ際、夫から何度も足蹴にされ、ベッドから体が浮くような形でベビーベッドの近くに落ちた後、その場で動かずにじっとして夫が眠るのを待っていたことについて、夫は「ふざけて足で押しただけで、ベッドの縁をずるずると落ちるようにベッドの下に落ちた」と言っていました。

これまで何度も暴力を振るわれ、強引に性的強要をされたとき、リビングや台所に逃げても追いかけてきて、夫から無理やり性的暴行を受けてきました。以前暴行を受けたとき、私の抵抗する声で子どもたちが起き、泣き出して、夫が暴行するのをやめたことがあったので、誰もいない部屋に逃げるより子どものそばにいる方が安全だと思い、落ちた場所でじっとしていました。しかし裁判官は、暴行を受けた後も手当てすることなく同じ部屋にいたことと、私が逃げなかったことに対し、緊迫感に欠けた実態があったことがうかがわれるとして、事実とは違うことで裁判官の考えに夫の主張が認められてしまいました。

また、夫が大事にしているロックのCDのケースにひびが入っていたことに腹を立て、火のついているヒーターをこぶしで思いっきり殴り、倒したことについても、裁判官は夫婦げんかの一端として、通常の夫婦関係においても発生しがちなものにあって、うっぷんを晴らす行為に過ぎないと見るのが相当である、と信じられないようなことを言っていました。私が逃げなかったことも緊迫性に欠けると言っていますが、2月の寒い妊娠9か月の大きなお腹で、寝ている1歳5か月の子どもを起こし逃げるより、夫の怒りがおさまるのをじっと待つしかありませんでした。このような仙台高裁の判決(には事実とは基づき)は法ではなく裁判官の個人的な考えに基づいて出されたことをとても残念に思います。

保護命令の申し立てをしたとき、助けてほしい、真実を明らかにしたいという思い、辛いことを思い出さなければいけないということや、いろいろな思いがありました。とても残念なことですが、このようなことですべて否定されてしまいました。夫から受けてきた様々な事で体調を崩し、PTSDと診断され、現在も病院に通院しています。体調には波があり、仕事に就くことも難しく、難病指定の息子ともう一人の子どもを抱え、経済的にも精神的にも家族から支えてもらい、生活しています。

しかし、夫とその弁護人は、高裁判決後、DV は私が作り上げたもので、夫が精神的苦痛を受けたとして、私に慰謝料を請求してきました。周りの友人たちも、保護命令が取り消されたことで夫に深く同情し、私はたくさんの誹謗中傷を受けることになりました。

高裁で保護命令を取り消されたことは DV などなかったということではありません。 DV について知識のない裁判官に一方的に保護命令を取り消されたことがとても残念です。私に下された間違った判例に基づき、配偶者からの DV に苦しんでいる女性が、私のようにさらに苦しみを味わうことのないよう心から

願っています。また、裁判官が DV について正しい知識と理解を持つことを願っています。ありがとうございました。

<A さんの母親>

私の方からも少し話させていただきます。保護命令が取り消された経過については今娘が話した通りです。私たち家族と娘はこの判決を受け入れることは本当にできなかったので、最高裁判所に特別抗告をするとともに、警察に刑事告訴をしようとしましたが、「しょうがない、現行犯でなければ逮捕できない、高裁で負けているでしょ、負けたものを事件にできない」となかなか受け付けてもらえませんでした。何度も何度も警察に足を運びお願いしましたが、警察権力を利用していると言われ、とても不愉快な思いをしました。

一時期警察に行くことをやめましたが、どうしても納得ができなかったので 再度警察に相談に行きましたが、警察は私たちが告訴しようとしていることを 相手側に伝え、情報を漏らしていることが分かりました。また、娘の人格を深 く傷つけるようなことを、娘が喜んで相手の性的行為に応じていたかのような ことを、メディアに流していたことを知りました。そのことで娘はさらに傷つ き、私たち家族も娘も、警察にも司法にも不信感を持つようになりました。し かし、どんなことを言われても、どんなに悔しい思いをしても、最終的に私た ちが頼らなければいけないところは警察しかなかったので、何度も頭を下げ、 告訴状を受理していただきました。

夏から連日のように行われた娘への事情聴取も11月の半ばで終わり、11月1日から相手の任意での事情聴取が始まりました。昨日警察との話し合いがあり、相手の聴取も終わり、今回の告訴状の捜査が全部終了したことを聞きました。その結果警察から言われたことは、警察は相手を逮捕しない、ということでした。双方の言い分が違うことで、今後は警察の手を離れ、検察の方での扱いになるということを聞きました。また、強姦罪で私たちは告訴をしたので、警察はその強姦罪で告訴状を受理しているため、強姦罪が難しい場合、そのほかの傷害や暴行では受理できないと言われ、100か0かのどちらかだと言われました。これは起訴になるか不起訴になるか、他の罪状では一切調べることはできないという意味でした。もしこのまま逮捕も起訴もなければ、相手は警察から任意とはいえ聴取を受けたことを恨み、さらに娘に精神的、肉体的な危害を加えることも十分に考えられます。

夫婦であっても、嫌がる相手に性的暴行を加えることや、性的暴行を受けた後、立つこともままならないほど具合が悪くなっているにも関わらず、さらに性的暴行を繰り返すこと、手錠やガムテープで身動きが取れなく、抵抗することもできない女性に性的暴行を加えること、抵抗する声が漏れないようにと布団をかけ、その上から顔や口を押さえ暴行を加えること、これらのことは夫婦であっても絶対に人として許されることではないと思います。

どうかこのような恐ろしく、卑劣なことが、法や警察の目をくぐり、公然と行われることの無いように、また、被害にあった女性が、さらに二次被害で苦しむことの無いようになる、私たちはそのことを強く願っています。これから

も私たちは同じ事が行われないために一生懸命戦っていこうと思っています。 ありがとうございました。

4. シンポジウム

シンポジストのご紹介をさせていただきます。

近藤恵子さん。全国女性シェルターネットの共同代表であり、またご自身も支援者として長年シェルター運営に携わってこられました。DV 防止法制定や2回の改正にも支援者の立場から深く関わってこられ、現在も、改正に向けて多くの機会で発言されていらっしゃいます。

HRN の雪田樹理。女性に対する暴力プロジェクトの中心メンバーとして先ほどご紹介のあったハンドブックの翻訳を担当した弁護士です。日常的に DV の案件を多く取り扱っておられ、国内の弁護士では DV の専門家として著名です。ロベルタ・クラークさん。またこのシンポジウムでも、活発に議論していただきたいと思っています。

コーディネーターは、HRN 副理事長、千葉大学大学院教授の後藤弘子。刑事法の研究者として数少ない女性研究者であり、長年女性に対する暴力の問題に取り組んでおり、また警察機関のこともよく事情を知っている立場として、本日はコーディネーター兼シンポジストとしてもご発言いただきます。

(1) DVにおける日本の現状

後藤:まず最初に、先ほどの日本の現状についての話を補足する形で、またロベルタ・クラークさんからお話がありました国際スタンダードから見て、まず、雪田からどういうところが国際スタンダードとは異なる法体制になっているのかということをお話ししていただき、その後、近藤さんから、先ほど被害者の方からお話がありましたが、被害者の方と日常的に接していらっしゃる近藤さんの立場から、どういう法改正が望ましいのかということについて、また新しい法改正の動きもあると聞いていますので、そこらへんについてもお話をしていただき、そのあと皆さんからお寄せいただいた質問も踏まえて、パネリスト間でいろいろ議論をしていきたいと思います。

今日はせっかくロベルタさんがバンコクからいらしていただきましたので、ロベルタさんを中心に、国際的なスタンダード、また日本以外の国でとてもいい取り組みをしているグッドプラクティスについても皆さんとシェアしていきたいと思っています。

女性に対する暴力防止法ハンドブックからの提言

雪田:では、国際スタンダードに基づく DV 防止法の改正に向けて、ということで、今日冒頭でも紹介のありました、国連が出している女性に対する暴力に関する立法ハンドブックに基づいてお話をしていきたいと思っています。

このハンドブックでは、DVの被害にあった女性たちのニーズや経験に基づいて実践的につくられた、多くの勧告が出されています。そのすべてについて今

日お話をするというわけにもいきませんので、DV 法についての中で、特に重要だと思われる点に絞ってお話をしていきたいと思っています。

先ほどの日本の現状、当事者の発言を聞いていましても、日本の社会が非常に暴力に寛容な社会であるということを改めて認識したと思います。それが、一般的な社会の中での暴力への寛容さということではなく、今日報告にもありましたけれども、裁判所、捜査機関、そういった法を履行すべき司法関係者の中で、犯罪性に対する認識が甘く、危険性の判断、あるいは暴力についての過小評価をする傾向があるということが明らかだと思います。DV 法を含め、女性に対する暴力への捜査機関の対応など、抜本的な改革をしていかなければならないと思っています。

昨今警察官が女性に対する性暴力事件を起こしたり、あるいは警察署内部での女性警官に対してのセクシャルハラスメント事件が起きたりと、そういう事件が非常に目立つようになってきております。こういうことも含め、内部的な改革を、本腰を入れて捜査機関がしていっていただかなければ DV 法の完全な理想的な形での実行というのはなかなか実現できないのではないかと思っています。

提言の文書の中には書かなかったのですが、立法ハンドブックの冒頭の部分で、法律については「ジェンダーに配慮し、ジェンダーを意識しないものであってはならない」とこういう勧告を出しています。先日世界経済フォーラムが日本のジェンダーギャップがまた昨年より3位下がって135か国中101位という非常に低い推移だということを発表しましたが、それを見ても、女性の人権後進国の日本の中で法律を作っていくに際しては、ジェンダーの視点を明確に意識した立法をしていくことがより大きな意味を持っていると思います。

それからハンドブックの中では、それぞれの女性の特定の経験やニーズを反映させるべきだという視点で貫かれているところがあります。そういう法の立法・運用というものも日本で欠いているところだと思います。日本の DV 法というのはジェンダーに中立的な法律として「配偶者間の暴力」という点で立法されていて、被害者のニーズをどう反映させるのか、というところが弱いと思います。

DV防止法における「支援」の問題

近藤:簡単にお話しする柱を申し上げます。DV 防止法が施工されて 11 年経 ちましたが、この 11 年間の支援の現場からいくつかの法律の限界と課題というものが明らかになりました。その 2 つの問題について最初にお話しします。

1つは官民の支援格差の拡大です。これには官民の格差の拡大と、自治体間の格差の拡大があります。いずれにしてもいつでもだれでもどこからでも、最低限のサポートを受けることができるということが、実際この11年の間になしくずしになっているということが1つあります。

もう一つは保護命令の運用が大変に後退しているということです。これは先ほどからお話やアンケートで指摘されていますが、これがなぜこうなっているのかということについてお話しします。

最後に、今日本が必要としている女性支援の枠組み、あるいは性暴力禁止といったことの包括的な法の枠組みをどのように作っていく必要があるかということを DV 防止法の第3次改正の課題と合わせましてお話しさせていただこうと思います。

まず支援の格差がなぜここまで拡大しているかということです。DV 防止法は、公的な婦人相談所、売春防止法に基づいた婦人相談所を全国都道府県に必須のものとして作られました。つまり、日本の支援というのは公的な支援が軸になっているのです。しかし実際に当事者と共に暴力を発見し相談から自立までの長い道筋をご一緒しながら法改正に取り組んできたのは、民間の草の根の女性運動の力です。

この草の根の民間サポートシェルターの支援内容と、公立の婦人相談所を中心とする DV センターの支援内容が大きく開いてきたことが明らかになってきたのがこの 11 年だったと思います。先ほどもありましたが、2 倍 3 倍という形で警察への相談や婦人相談所への相談が右肩上がりに増えてきた、しかし、一時保護件数と保護命令申請件数だけは横ばいあるいは低減傾向を示している、ここに日本の DV 防止法その他の関連諸法律の限界と問題が明らかになっていると思います。

実際にどのように格差が広がっているかと言いますと、今 49 か所公立のシェルター機能を持った婦人相談所があります。民間サポートシェルターは今 100 以上あると言われていますが、全国女性シェルターネットがメンバーシップを持っている支援団体は 68 です。

暴力相談ということで、例えば平成 15 年度に公的な相談所では一時保護件数が 6447 件出て、それが平成 22 年度には 6357 件と明らかに減っています。こういった一時保護件数の中に DV 被害者の方々が含まれているわけですが、平成 15 年度には 44.1%の方が DV 被害者でした。それが平成 22 年度には 57.8%、約 6 割近くが DV 被害者になっています。しかし、相談件数が減っていて、一時保護件数も減っている、横ばい、かつその中で DV 被害者の占める割合が 6 割近くになってきたということを頭に置いておいてください。

緊急一時保護は2週間と定められています。もちろんこれは原則ですから長い人もいれば短い人もいます。官民のサポートの比較をするのに一時保護の滞在日数の比較をしてみますと、公的なシェルターでは1~2週間の人が半分以上の52%、そして4~8週が約19%です。ところが民間シェルターの場合は、1~2週間の方は37.9%と公的なシェルターよりかなり低い、さらに3~4週間が34.8%、4~8週間が16.1%というように長期的に滞在する方が多くなっています。そして8週間以上滞在する人が、公的なシェルターではなんと1.9%しかいませんが、民間シェルターは11.3%です。必要な滞在、長期的な支援というのをむしろ民間シェルターがやっているということが分かります。

それから公的なシェルターを出た後、DV 施策のナショナルスタンダードとされている国の基本方針では、被害者の立場に立った切れ目のない支援をし、本人の生活再建までの自立支援を責任を持ってやるとされています。しかし、公的なシェルターを利用した人がシェルターを出た後どこに行かれたかという統計を見ますと、自立、つまりアパートを構えたりして地域できちんと生活を開

始された方はなんと 17.9%です。民間シェルターは 51.1%です。もとの夫のいる家とか実家とかに戻った方々が公的なシェルターでは約 35%、しかし民間シェルターでは 21.1%です。このように、滞在期間もすごく短く、その後の公的なシェルターの支援はほとんどない、ということになると、せっかく暴力から逃れてやっとの思いでシェルターにたどり着いたのに、そのあとまた何のケアも受けずにもとあった暴力的な環境に放り出されるということであれば、公的なシェルターの存在意義がどこにあるのかということになります。

法律ではここに拠点を置いて被害者の支援をするということになっていて、 DV 施策の公的な予算のほとんどが公的なシェルターにつぎこまれているわけです。そういう風に考えると、官民の支援格差というのは非常に大切な問題だと考えます。

さらにこれに、自治体間格差が加わります。あそこのシェルターに行けばなんとか助かるが、こちらのシェルターには絶対近寄るな、あるいはあそこの裁判所にはこういう裁判官がいるからなんとか保護命令を出してくれる、けれどもここの地裁には出さない方がいい、というような格差がものすごく広がっていて、それが一人一人の被害者の生命を脅かしている、ということが言えます。

保護命令の運用の問題

近藤さん:次に、保護命令制度の運用の後退について。保護命令申立件数についても、実際は殺されそうな暴力の被害にあっているひとが 100 万人近くいるのに、何千件しか申請されていないのは本当にひどいことだと思います。シェルターも保護命令も、これを使って被害者が生き延びようとするわけですから、その最後の手段が使いにくいということは日本の DV 防止法の大きな欠陥だと思います。当事者の命を守る制度になっていない。

運用の後退ということについては、先ほどからお話が出ていますが、申請に行ってそこではねられるということがあります。お話を聞いただけで書記官が「これは無理だ」というふうに、裁判官が判断する前にはねられてしまう。身体的な暴力が顕著でなければ、診断書がなければ、受け付けないというように入口のハードルがものすごく高くなっています。

さらにそのハードルを越えて保護命令申請をしても、裁判所で(もっともジェンダーバイアスがかかっている機関だと思っていますが)、男性の裁判官が感性、感覚や、意見で、本当に必要な当事者の権利を侵害しています。保護命令制度が被害者の命を守る制度になってないということが非常に大きな問題です。

そもそも暴力から身を守ろうとする人々が使える法は DV 防止法やストーカー規制法しかないわけですが、これらが限定的な法律であることによって、性暴力被害を受けた女性が民間シェルターに駆け込んでくるわけですが、このような人々に対する公的な支援がない、そして本来支援を受けるべきたくさんの暴力の被害者である女性や子供たちが、社会に放置されているという現状が続いています。

DV 防止法の第3次改正の課題というのは、もっと包括的な性暴力禁止法、あるいは支援法を作るということと同義であると思っています。今、全国女性シ

ェルターネットなどが第3次改正に向けた運動を続けて来ていて、一番大きな改正の項目として挙げているのは、対象の拡大です。配偶者に限定せず、デート DV に見られるような若年の被害者や交際者からの暴力に怯えている人々、セクシュアルマイノリティの人々など、さまざまな意味で、親密な関係の中で起こる暴力支配によって人権侵害を受けている人がすべてこの法律の対象になるよう、「配偶者等」という言葉を入れた改正をしようと働きかけています。

もう一点は保護命令の拡充です。特に緊急保護命令の導入です。13日も放っておかれたら、人は何度でも殺される危険に合うわけで、アメリカやほかの国がやっているように、とりあえず命令を出し、その後で具体的な審尋や調査をして本格的な命令を出す、仮の命令が出ればとりあえず相手は拘束される、というような緊急保護命令が出せるようにしたいです。

それから、6か月や2か月で事柄が収まるわけではないので、手続きの再延長が簡単にできるようにする、状況が変わらない限り自動更新されるような保護制度の手続きがなんとか導入できないかというふうに考えています。さらに保護命令というのは、近づくなとか出て行けと命令された加害者側にこそ24時間の監視がつくべきものであって、保護命令を持っているから警察の安全パトロールをお願いできるとか、シェルターが利用できるとかいうものではないと思います。加害者の言動を抑える、加害者の更なる暴力を防止することにこそこの法律の役割、力というのがあってしかるべきだと思います。

皆さまのお手元に、もうすぐ選挙になりましたので、各政党の暴力に関する 人権侵害に対する政策について緊急の質問状を出しまして、戻ってきているの は8団体なのですが、まとめたものをお配りしました。

私たちは DV 防止法の第3次改正をひとつの柱として日本の社会に包括的な性暴力禁止法、それも国連のハンドブックにあるような国際基準に見合った法律を作りたいというふうに思っています。そのためにもたくさんの政党が乱立している今回の選挙で、女性の人権施策、暴力根絶施策をひとつの争点として浮上させたいと心から思っています。女性の人権施策にきちんと取り組む政党がどこの政党なのか、日本の社会の暴力的な構造を造り替えていくのはどういう展望が必要なのか、選挙をチャンスとして女性の力をうねりとして形にしていきたいと思っています。

(2) 国際スタンダードを目指して

後藤:ありがとうございました。ここからは質問をふまえて国際スタンダードに基づく DV 防止法改正に向けて、何が必要かということを考えていきたいと思います。まず最初にロベルタ・クラークさんの方から、今の2人の話を聞いてどういう風に思われたかということと、ロベルタさんはいらっしゃる前にきちんと DV 防止法を勉強してくださっていて、それが先ほどの講演にもあらわれていたのですが、例えばどういう点が一番国際的なスタンダードからはずれているとお考えになるのか、はずれているところについて、どのような戦略をもって日本はやっていけばいいと今の段階で考えていらっしゃるのかをコメントしていただけるとありがたいと思います。

DV防止法の適用範囲の拡大(特にデートDVについて)

クラークさん:まず最初に被害者の実話を聞くことができたので、その点について触れたいと思います。確かに本当に心が痛む話でしたが、ある意味ではこれは世界中やはりどこでも同じことが起きていると痛感させられました。ジェンダー間の不平等がいかに世の中に蔓延しているのかという所も痛感しました。

先ほどのご質問ですが、まずプレゼンテーションを聞いて明らかになりましたのは、法律が現実のニーズに応えていないということです。どうやってニーズに応えるようにしていくかということですが、例えばその中には DV の定義、範囲の拡大があります。対象になる人を拡大したり、世帯、家の人達というのをどこまで拡大していくかということもあります。それから、保護命令申し立て件数が少ないという話もありますが、これは世界的に起きているトレンドです。これは行政側の欠陥を表していると思います。法律そのもののみならず、司法関係者に原因があって、DV 被害者がなかなか DV 防止法にアクセスできない、より一般的には司法制度になかなかアクセスできないということが起きています。

後藤:今日の議論で明らかになったのは、法律を実態に合わせなければならない。このひとつに先ほどから出ている定義の問題点が1つあると思います。その点についても質問が来ているわけですが、第3次改正の中で、先ほど近藤さんは「配偶者等」という形で条文を作って行こうとおっしゃっていましたが、漏れ聞いているところだと、交際相手はなかなか法的概念として定義しにくい、裁判所は結婚している(していた)というのは記録を見ればわかりますし、事実婚であっても、それを認定している長い歴史がありますから、ある程度分かりやすいのですが、「交際相手」というのをどうやって定義するのかという点について、なにを交際相手とすればいいのかということに悩むだろうという先取りをして、定義をきちんとできないとそういうものを法律に入れたくないという話もあるようですけれども、そこで、ロベルタさんに質問なのですが、どのような \mathbf{DV} の定義をしているか、なにか具体例があれば教えて欲しいです。

ロベルタさん:結局のところどうやって証明していくかということになるかもしれません。これは日本だけが例外というわけではなくいろんなところであることです。国によっては「非常に近しい個人的な関係」と言って、それ以上詳しくは定義しないことが行われています。いろいろと問題が起きてくるわけで、もう一方の当事者がそれを否定したらどうなるのかということもあります。近しい関係にあったということを認めればそれで次のステップへ行けるのですが、もし否定されたらどうなるか。そこで証拠は何になるのか、時には5回デートした、とかそれだけかもしれません。

国によってはさらに踏み込み「ともに子供を持っている当事者」と言っている国もあります。どのように関係を証明するか、ということなのです。

後藤:雪田さん、その点について、日本の裁判所で「交際相手」ということを証明するために有効ではないか、ということが実務の中であれば教えていただきたいのですが。つまり DV 法の定義というのはある程度簡単だと思います。法律というのはある程度簡単に書けて、問題はその法律にあった形でどう証明するかということです。実務の中で、こういうものがあれば簡単に証明できるのではないかというものがあれば教えてください。

雪田:まず、交際相手の証明ということと、身体的な暴力に限らず、性的・身体的暴力やストーカー行為も含めて、どんな暴力を受けているのかということを切り離した形で議論をすると、理論的なところに陥ってしまいがちなのかなと思います。実態としては交際相手から暴力を受けていて、相談にお見えになる方の場合、当然そこに暴力やしつこい付きまとい等があって、それをあらわす例えばしつこくメールが来ているだとか、このような暴力を受けて怪我をしただとか、そういう客観的に分かる証拠がある場合が多いです。継続的な関係性が2人の中にあって、その中で暴力が生じていて、そこからの救済を求めたい、ということになるので、この継続的な関係性というのは何らかの形で立証できることが多いのではないかと私は思います。

後藤:やはり暴力があるという事実がまずあって、それがなんであるのかというと一定性の関係性があると、つまり暴力という事実をまずちゃんと立証できれば、そのあとはそんなにある意味難しくないという趣旨で理解してよいでしょうか。

雪田:そう思います。交際ってなにかとかになってくるとがんじがらめな話になってきて、加害者夫がよく「恋愛とはなにか、交際とはなにか、定義は」とよく言うのです。裁判所はその理屈に乗らないで、きちんと被害者の生命や身体・心の安定を守るためにこの保護命令制度があるのだという立場に立てば、この親密な関係の中で身体的に限らず暴力があったということが証明できれば、当然保護命令が発令されるべきだと思います。

ロベルタさん:普通の証明でいいのではと思います。一緒にいるところを人が見たとか、メールのやりとりをしているとか facebook をしているとか、そういった一般的なやりとりで十分だと思います。ただ、雪田さんは継続的な関係と言いましたが、それはかえって問題になってしまうことがあると思います。なぜならば、ストーカー行為は2人の関係の割と初期のころに一方が他方に拒否されて始まることが多いです。継続的な関係としてしまうとこのような一方が嫌がっている関係を見過ごしてしまうことがあると思います。ですから、いったん関係があったのなら期間は関係ないと思います。目的は相手を処罰する

ことではなく保護命令を出してもらうことですから、期間というのはそれほど重要ではないと思います。

雪田:継続した、というのは一回どこかで会っただけの人の場合、それで保護命令をしようというようなことはありえないことです。今おっしゃったような一方的なストーカー行為も含めて、数回にわたってそういうことがあるということが証明できれば、裁判所は通って行くのではないかと思います。

後藤:結婚というものが、一定の継続性があるというのが前提なので、どうしても発想として継続性というものが必要なのではないか、と裁判所は思うのではないかという気はします。

でもおっしゃるように、ここにいるその人がとても危険にさらされているのであれば、その前にどんな関係があろうとも、長さは関係ないというのはもっともなことです。

DVのワンストップショップ

後藤:次に議論したいのは、結局どのようにして裁判官の頭を変えていくのかというために、裁判官がどのような発想をするかを知る、つまり敵を知ることがすごく大事で、今日皆さんに先ほどのAさんの判決文をお付けしたのも、裁判官の思考経路というのを理解していただくためです。一番理解していただきたいのは裁判官であり検察官であり、また弁護士や警察官に理解していただくというのが必要になって行くと思います。

グッドプラクティスの中でいろいろな話がありました。その中で一つ日本では性暴力についてのワンストップセンターの議論はかなりされて、それは実現されているのですが、DVのワンストップというのはあまり議論されていなくて、近藤さんがおっしゃったように本当は女性に対するすべての暴力という観点で考えなければいけないのですが、なぜか分断されていると思うのですが、もう少しそのグッドプラクティスとしてのワンストップショップのアプローチについてお話しいただけますでしょうか。

近藤さん: DV のワンストップサービスの動きというのは実はこの 10 年間の間に少しずつ進んでいます。例えば久留米市のように DV の被害者がある施設に行けばそこに保健所の人も来れば教育関係者の人も来るという風に、当事者に重い負担をかけずにそこで必要とされる行政サービスが一つに組み立てられるという仕組みをいくつかの自治体で取り組み始めています。ここで問題となるのは、DV やセクハラを含めた、医療現場を組み込んだ回復支援センターとしてのワンストップサービスだと思います。

後藤: おっしゃるように千葉県でも野田市がそのような状況にありますので、まず行政に行った時に行政のワンストップ、これは DV 被害者だけではなくて 例えば障害を持っている人が必要な支援を受けられる、というようなものなの

ですが、ここでロベルタさんにワンストップセンターについてもう少しお話ししていただきたいです。

ロベルタさん:近藤さんのおっしゃる通りだと思います。私の考えるワンストップショップに関しては、裁判所での手続きが簡単になるのがいいと思います。裁判所で保護命令の申請をする、するとその申請自体がその場でその他の社会支援援助、またはカウンセリングを受けられることの発動をするようなものがいいのではないかと思います。それまで一切カウンセリングなどを受けていなかったとしても、保護命令の申請をした段階で、例えば緊急時の住宅の相談を受けられるというようなことが、その場ですぐ発動され動き出すのが望ましいと思っています。さらにはそこで介入プログラムの方も動きが出ていくといいと思います。

現行の法律を見てみると、特に県の基本計画という所では、DVの被害者に対しては包括的な援助をしていくという方針もあると思うので、理念としては網羅できていて素晴らしいと思います。

後藤:先ほどのお話にもあった通り、被害者にとっては保護命令の申立てに行くまでがとても大変な中で、司法に行った時にそこですべてが行われるような、例えば DV Court というのがアメリカであって皆さんご存知の方も多いと思いますけれども、そういうサービスを目指したい。ですから、行政に行くということと保護命令が出るということが必ずしも一致していないという状況なので、やはり司法をいかに巻き込んでいくのかということがひとつ大きな課題になると思います。

司法関係者の意識を変える必要

今日明らかになった問題はたくさんあって、法律を変えるのはいいけれど、問題はさっきから出ているように運用の問題です。どのような法律ができても結局、そこにいる人たちの意識が変わらなければいけない。一番難しい問題なので、ここで少し議論して何か考えるヒントができればと思います。

例えば、その点についていろいろな質問があって、裁判官・検察官・弁護士を排出するロースクールでそのような学習ができないかということです。私もロースクールで教えています。ジェンダーと法についても教えますが、法科大学院が今置かれている状況は、法科大学院バッシングのようなものがあって、そういう状況の中で「ジェンダー教育をしましょう」と言っても、とにかく合格率が少ないので、司法試験に受かる教育をしなければならないということで、かろうじて70校くらいある法科大学院の中で20校くらいは何らかの形でジェンダー教育はしています。しかしそれは必修ではないです。やはりそういう教育が司法研究所でなされているかというとそうでもないです。

裁判官だけではなく警察もいろいろなカリキュラムをやっています。最近私も警察に呼ばれて教育をしたことがありますが、なかなか意識がそんなにすぐは変わって行かない。教育をすることは大前提ですが、日本の意識が他の国々

と比べて低いと思われるか、もし低いと思われるのならばどうすればいいのか、 あるいは低くなくても、みんなの問題だとしても、どういう風に意思改革を図 るのがいいと思うか、ロベルタさんに伺いたいです。

ロベルタさん:私から日本が遅れているか進んでいるかといった発言は控えたいと思います。私が今仕事をしている地域を考えても、これはすごく難しい問題だと思います。ちょうどガーディアン紙でもちょうど特集として DV 法の運用にかんする記事が組まれていたりして、グローバルな問題だと思います。

DV は依然として閉ざされた家の中で行われているということ、なかなか申告をするのが難しい、不平等の文化が蔓延していることが問題なのではと思います。裁判官の意識を変えるという点では、先ほどいろいろな統計のプレゼンテーションが HRN の方からありましたけれども、このような統計の普及をしていくというのが大事だと思います。どんな仕事をしていてもフィードバックをもらわなければ、いい仕事をしているかどうかわからないので、こういった統計的な情報を裁判所に見せて、私たちのモニタリングの中ではこのような問題が浮かび上がっています、申立てがこれだけあるのに対して実際に命令が下りるケースはすくないですよ、などの統計をベースにして対話を司法側と進めていくべきだと思います。この点はとても情報がまとまっているので、いい話し合いができると思います。

あとは、継続して啓蒙していく、交流を持つ、裁判所を利用する側と裁判官側との話し合いの場を持たせることで、自分がその人の立場だったらこう思うという感情移入をしてもらって気持ちを汲んでいただくことほど、行政に効果があるものはないと思うので、それをやってほしいです。

あとは一貫性をもつということもとても大事で、1年やったらそのあとはそれをやめてしまうというのではなく常に同じアプローチを一貫してやっていくということと、あとは、司法側でも教育機関等がありますので、教育プログラムにこれを入れていただくことで、必ず全員が受ける主流のプログラムになればいいのではないかと思います。

近藤さん:私たちは当事者支援の現場で仕事をしているので、女性の人権に関わる限りはすべてのこれまでの判例は書き換えられるべきだと思っています。また、暴力の根絶を目指す限りにおいては、すべての法律は当事者のニーズに合わせて書き換えられていかなければならないと思っています。

長期的な継続的な研修は何としても法律に書き込んで、専門職員の方々にやっていただかなければなりませんが、当面、そういう方が認識を深めていく間にも1人1人の当事者は殺され続けていくわけですから、私は司法関係者の方々がたとえどんな反動的な意識を持っていても、どんなに女性差別的な感覚を持っていても、職務になったらこうしなければいけない、という対応マニュアルを、例えば警察官であったら警察官 DV 対応マニュアル、裁判所であれば DV 裁判の判決のための基本的な考え方を書いたマニュアルというものを、当事者の意向を汲んで作る必要があると思います。そして、そのマニュアルに沿ってきちんと仕事をしなさいということを、国の基本方針や運用の手引きや通知に

書き込むという形で、実際に法律のもともとも変えていかなければいけないけれども、解釈・運用のところでも「私たちがこういう風にしてもらいたい」というツールを、むしろ現場から作る必要があると思っています。

雪田:司法関係者のジェンダー意識のなさというのは、私も日頃喧嘩をしながら辛い思いをしながらやっていますので重々分かっています。どうやってそれを変えていけばいいのかというのは大変難関で、先ほどロースクールの話も出ましたが、ジェンダーと法について私も若干教えていますが、今のロースクールのシステムの中では、単位を取るためだけに選ぶという形になってしまっていて、まったく教育を受けないままに法曹の世界に入ってきています。法曹の世界に入ってたまたま DV 事件が回ってきたという形ですから、まったく専門的知識もない。そこで全員に人権やジェンダーの知識をつけてもらうというのはなかなか厳しいと思います。

そうであれば、先ほどのハンドブックでもありましたが、警察や検察、裁判所には、女性に対する暴力を専門的に扱う人をきちんと育てると、そういう形で立法をしていくことが必要だと思います。これは諸外国でもそういう形で対応している国が非常に多いわけで、それを実現することが大事だと思っています。

あと、被害者の支援の面でも、先ほど公と民の格差の話が出ましたが、一時保護されたあとの被害者の自立支援が非常に劣悪の環境に置かれていて、暴力によって心も体もずたずたになっているのにこのような生活を強いられるのか、というのが普通にまかり通っている現実があまり一般に知られていないということがあります。私も調査をして現場に立ち入って実感したところなので、そういう現実を社会に提示して、政策として変えていくということをしていかなければいけないと思っています。

後藤:質問の中にも、被害者の雇用の問題であるとか、例えばカウンセリングも義務化されてないわけですが、自分でお金を払っていかなければいけないというようなことについて、まだまだ問題が大きいということについても質問がありました。

何回も言い古されていますが、男女間の不平等というのがこの社会の前提にあって、最初に UN Women の考え方についてミユキさんにお話しいただきましたが、やはり根本をどう変えていくのか、それについてはみんなが連帯して継続してやっていかなければいけない。DV 法については、保護命令制度というのはなんのためにあるのかというのをもう一回考え直す必要があるように思います。ロベルタさんがおっしゃっていたのは、被害者の選択肢を増やすためにあるのだと。なおかつ、被害者の負荷を減らす、被害者の安全を守る、そのためにある制度であると。その制度としての趣旨をきちんと生かしながら実現していくということがとても必要になってくると分かったと思います。

HRN は弁護士や法律の研究者が多いですが、今日は法的な枠組みに偏ったお話になったかもしれませんが、警察は法律がなければ動けない法執行機関です。法律というのは私たちが作るものです。質問でもいったいどの党に入れたらい

いのかとありましたが、まず選挙に行こうという小学生に話すような話で終わるかも知れません。私たちの意思表示の一つとして、選挙をもっと使っていく。幸いにも様々な公約が出ています。ひどいマニフェストもありますが、明らかにしてくれるという点では以前より全然いいと思いますので、参考にしながら少しでも女性に対する暴力がない世界を、先ほどロベルタさんもおっしゃっていましたが、私たちが作っていくということでセッションを終わりたいと思います。

閉会あいさつ 伊藤和子

皆様、大変長い時間にわたり、本シンポジウムをご清聴いただき、本当にありがとうございました。HRN 事務局長をしております弁護士の伊藤です。本日来ていただいたロベルタさん、そして UN Women の皆様に感謝を申し上げます。また、この企画は全国女性シェルターネットの共催なくしてはありえませんでしたので、この間、私たちも様々学ばせていただきまして、お礼を申し上げます。後援団体の皆さま、そして今回助成金を出していただきました大竹財団にも心から御礼申し上げます。

この女性に対する暴力に関する立法ハンドブックが(まだ 20 冊ほどあるそうなんですが)、これは国際スタンダードですので、今話されたことに尽きるとは思いますが、国際スタンダードに基づく女性に対する暴力をなくし、女性の人権を守っていく法律を作るということで、ぜひこのスタンダードを生かして取り組んでいければと思っています。まずはジェンダーのために、女性の人権を守ってくれる候補を選ぶという、難しい選挙ではありますけれども大事なことではないかと思います。

また HRN としましては今後、今回のシンポジウムをもとに調査報告書を作成し、今後1日も早く第3次改正がしっかりとした形で実現できるように、ご臨席の皆様、全国女性シェルターネットと一緒に活動してまいりたいと思っています。また、実務家の観点から一言言わせていただきますと、今日保護命令が非常にひどいという話がたくさん出ましたが、かといってひどいから申し立てないということですとますますひどくなってしまいますので、私は日弁連の両性の平等の委員もやっておりますが、みんな頑張って取り組んでおりますので、ぜひ支援者の皆さまと弁護士がタッグを組んでひどい裁判所ではありますが、裁判所と闘って保護命令どんどん取って行くようにしていきたいので、ぜひお集まりの皆さまとタッグを組んで運用についても改善をしていきたいと思っています。HRN も今後法律面も含め、皆さんと一緒に良い法改正を実現し、女性の権利を守っていくために微力を尽くしていきたいと思いますので、今後ともぜひよろしくお願いいたします。本日はありがとうございました。

(終了)